65歳以上の皆さんへ

介護保険料が改定になりました

介護保険料は３年ごとに見直しを行ないます

65歳以上の人の介護保険料は、３年ごとに介護保険事業計画を策定し、その給付費によって決定します。

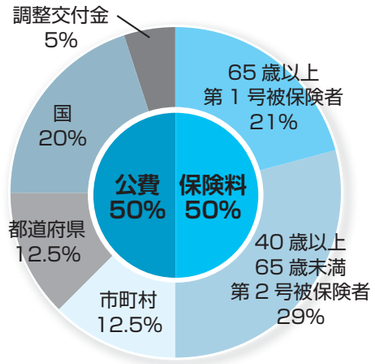

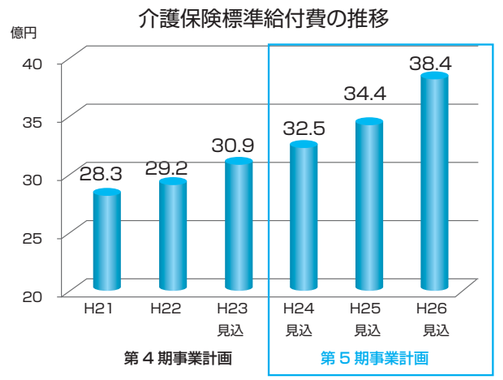

介護保険料基準額が月額 4,700 円から月額 5,200 円に

市では、平成24年度から平成26年度までの３年間（第５期）の介護保険事業計画を策定し、それに伴う介護保険料を見直しました。今後３年間の介護給付費の総額を約102.3億円、地域支援事業費を約３億円、合計約105.3億円を見込んでいます。計画期間中の介護保険給付にかかる費用のうち、第１号被保険者の負担分（21%）を計画期間中の第１号被保険者の人口で割り、基準額（第４段階）を平成24年度から月額5,200円と算定しました。

負担能力に応じた介護保険料に

介護保険料は介護保険基準額を基に、本人と世帯の所得額に応じて決まります。
本年度から所得段階別保険料の第３段階をさらに２つに分け、より負担能力に応じた保険料に見直しました。
各個人の年間保険料額などは６月中旬に通知します。

平成21～23年度（第４期）

段階	保険料の調整率	保険料（円）	
第1段階	×0.50	月額	2,350
		年額	28,200
第2段階	×0.50	月額	2,350
		年額	28,200
第3段階	×0.75	月額	3,525
		年額	42,300
第4段階（特例分）	×0.85	月額	3,995
		年額	47,940
第4段階	×1.00	月額	4,700
		年額	56,400
第5段階	×1.25	月額	5,875
		年額	70,500
第6段階	×1.50	月額	7,050
		年額	84,600
第7段階	×1.75	月額	8,225
		年額	98,700

平成24～26年度（第５期）

段階	対象者	保険料の調整率	保険料（円）	
第1段階	生活保護受給者の人 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の人	×0.50	月額	2,600
			年額	31,200
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	×0.50	月額	2,600
			年額	31,200
第3段階（特例分）	世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階に該当しない人で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人	×0.70	月額	3,640
			年額	43,600
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の人で第2段階および第３段階（特例分）に該当しない人	×0.75	月額	3,900
			年額	46,800
第4段階（特例分）	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の人で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	×0.85	月額	4,420
			年額	53,000
第4段階（基準額）	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の人	×1.00	月額	5,200
			年額	62,400
第5段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満の人	×1.25	月額	6,500
			年額	78,000
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	×1.50	月額	7,800
			年額	93,600
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が４００万円以上の人	×1.75	月額	9,100
			年額	109,200

問い合わせ先　高齢者支援課　高齢者保険班（西合志庁舎）　☎ 242-1109

国民健康保険加入者の皆さんへ

国民健康保険税の税率が改定になりました

加入者の皆さんが納めている国民健康保険税は、平成20年度に改定（値上げ）して以降4年間据え置き、保険税の負担増を抑えるため効率的な事業運営に努めてきました。

しかし、本市の医療費は、急激な高齢化による60歳以上の加入者や退職者の増加、疾病の多様化・多症化などにより年々増加しています。

今後さらに医療費が増加することが予想され、収入が不足し厳しい財政状況となるため、不足分については一般会計からの繰り入れと国民健康保険税の値上げによりまかなうこととし、下表のとおり改定しました。

加入者の皆さんで支えあっていく国民健康保険制度の安定運営を図るため、ご理解をお願いします。

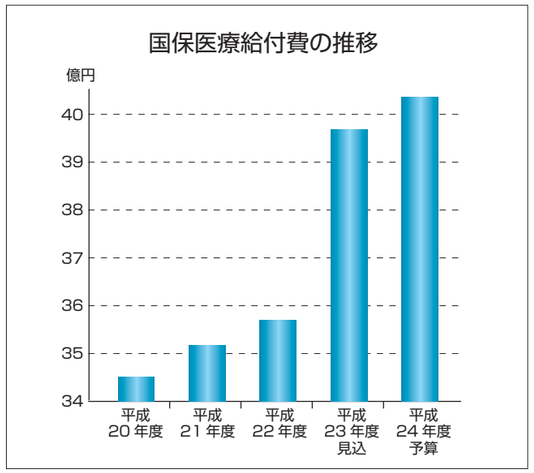

本年度は不足額の一部を一般会計から繰り入れていますが、不足分については税でまかなうことを原則としています。医療費を減らすためにも健康であることが大切です。「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、特定健診やがん検診を毎年受診し、疾病の予防・早期発見に努めましょう。

◆ 国民健康保険税の税率◆

		医療給付費分		高齢者支援金分（改定なし）	介護納付金分（改定なし）
		改定前	改定後		
所得割	所得金額－基礎控除額（33万円）	7.7%	9.0%	2.3%	1.7%
均等割	被保険者１人につき	23,400円	27,400円	6,600円	8,000円
平等割	１世帯につき	24,300円	26,300円	6,700円	6,000円
限度額（改定なし）		510,000円		140,000円	120,000円

国民健康保険税の納付書の様式が変わります

例年６月から毎月送付していた納付書が、本年度から市県民税や固定資産税の納付書と同じように１年分を綴った様式に変わります。

１年分をまとめて送付することになりますので、紛失やお支払い忘れがないようご注意ください。

※お支払い忘れを防ぐために、便利な口座振替をご利用ください。

問い合わせ先　健康づくり推進課　国保年金班（西合志庁舎）　☎ 242-1183
税務課　市税班（合志庁舎）　☎ 248-1114